

工事成績評定点通知実施要領新旧対照表

令和 6 年 4 月 1 日

改 正	現 行
<p>第 1 ・ 第 2 （略）</p> <p>（評定点の通知）</p> <p>第 3 市長は、評定者から採点表が提出された後、当該工事の受注者に評定点を速やかに書面により通知するものとする。</p> <p>第 4 （略）</p> <p>（説明請求に対する回答）</p> <p>第 5 市長は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合、説明請求を受理した翌日から起算して 14 日以内に、評定者が面接のうえ、説明するものとする。</p>	<p>第 1 ・ 第 2 （略）</p> <p>（評定点の通知）</p> <p>第 3 市長は、評定者から評定表が提出された後、当該工事の請負者に評定点を速やかに書面により通知するものとする。</p> <p>第 4 （略）</p> <p>（説明請求に対する回答）</p> <p>第 5 市長は、評定点の通知を受けた請負者から評定点についての説明を求められた場合、説明請求を受理した翌日から起算して 14 日以内に、評定者が面接のうえ、説明するものとする。</p>